

社会福祉法人小山町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(平成 29 年 3 月 28 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人小山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長及び監事に報酬を支給する。
- (2) 前号以外の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 1 のとおり費用を弁償する。
- 2 会長及び監事を含む役員等がその職務の遂行により、町外に出張したときは、出張に要した鉄道賃、車賃、宿泊料等の実費額と、1 日につき 3,000 円を、1 日に満たないときは 1,500 円を費用弁償として支給する。この場合、別表 1 の費用弁償は行わない。
- 3 職員を兼務する役員については、本会の職員給与規程及び旅費規程を適用する。

(役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 会長及び監事に対する報酬等の額は、別表 2 のとおりとする。

- 2 報酬の支給に係る勤務形態については、次のとおりとする。
 - (1) 会長の勤務は、原則として一日あたり 3 時間、一週間あたり 3 日とする。
 - (2) 監事は、監事監査実施規程の定めによる監査業務を行った場合とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 1 号に定める報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 会長の報酬については、毎月 15 日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第 18 条第 4 項に準じた日とする。
- (2) 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める

報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別表1

役員等の費用弁償額

自宅から本会事務所までの距離（片道）	費用弁償の額
2 km未満	1, 000円
2 km以上5 km未満	1, 100円
5 km以上10 km未満	1, 200円
10 km以上15 km未満	1, 300円
以下5 km増すごと	増100円

別表2

会長及び監事の報酬

職名	区 分	金額
会 長	月 額	40, 000円
監 事	監査業務1回あたりの額 (研修参加及び理事会、評議員会出席時は適用外)	5, 000円